

第5章

第5期下川町障がい者計画

令和6年3月

下川町

目 次

第1章 計画の基本的事項	1
1 計画策定の背景	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	2
4 計画の対象	3
第2章 障がいのある人を取り巻く状況	4
1 手帳所持者数	4
(1) 身体障がい	4
(2) 知的障がい	5
(3) 精神障がい	5
第3章 第5期下川町障がい者計画	6
1 基本理念	6
2 基本目標と施策体系	6
3 推進項目	9

計画における「障がい」の標記

本計画では、人に対して「害」の字が使われることに不快感を持つ人の思いに配慮するとともに、障がいのある人もない人も共に生きる社会の実現を推進するという観点から、法令用語等を除き「障害」の表記から「障がい」の表記に変更しています。

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景

下川町では、障がいをもつ人を取り巻く環境の変化に的確な対応を図るため、障害者基本法に基づき、障がいをもつ人に関わる障がい者福祉を計画的、総合的に推進するために下川町障がい者計画を策定しています。

障がい者計画は、平成5年の障害者基本法改正により、障がい者施策の総合的・計画的な推進が法的に位置付けられ、平成16年には市町村障がい者計画の策定が義務化（施行は平成19年4月）され、下川町では第1期障がい者計画（平成19年度～平成22年度）、第2期障がい者計画（平成23年度～平成26年度）、第3期障がい者計画（平成27年度～平成30年度）、第4期障がい者計画（令和元年度～令和5年度）を策定し、障がい者施策を推進してきました。

国においては、その後も引き続き障がい者施策の見直しが行われ、「地域社会における共生の実現に向けて新たな障がい保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」の制定により、平成25年4月には障害者自立支援法から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に改められ、障がい者の範囲に難病が追加されるとともに支援の拡大等が図られました。

平成24年10月には障害者虐待防止法の施行により、障がい者に対する虐待の禁止、養護者への支援や、虐待防止のための責務等、障がいをもつ人の権利利益の擁護に資する取り組みについて定められ、平成25年6月には障害者差別解消法が制定され、障がいを理由とする差別等の権利侵害行為の禁止や国や地方公共団体に対する合理的配慮の不提供の禁止等について規定され、平成26年1月には、障がい者の基本的人権・基本的自由の享有の確保や障がいに基づくあらゆる差別の禁止、障がい者の社会への参加・包容の促進などが盛り込まれた障がい者の権利に関する条約が批准されました。

さらには、平成28年6月に障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正が行われ、障がいのある人自らが望む地域で暮らすことができるよう生活支援と就労支援の充実や障がいのある子どもへの多様化するニーズに対応するため、同年8月に発達障害支援法が改正され、発達障がい者支援の一層の充実が図られ、平成30年4月に障害者総合支援法及び児童福祉法の一部の改正が行われ、障がいのある人自らが望む地域で暮らすことができるよう、生活支援と就労支援の充実や障がいのある子どもへの多様化するニーズに対応するための支援の拡充が図られました。

このような背景を踏まえ、社会状況の変化に的確に対応し、下川町における障がい福祉施策を総合的・体系的に推進していくために、障害者基本法の理念をはじめとする障がい者施策の整備等に即して「第5期下川町障がい者計画」（令和6年度～令和11年度）を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は障害者基本法第11条第3項に基づく障がい者計画で、下川町内における障がい者のための施策に関する総合的な計画です。

【関係法令抜粋】

○障害者基本法第11条第3項

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画を策定しなければならない。

3 計画の期間

(1) 「第5期下川町障がい者計画」

本計画の期間は、令和6年4月から令和12年3月までの6年間とします。

下川町総合計画

下川町地域保健福祉計画

下川町障がい者計画（第5期）

- 障害者基本法（第11条第3項）に基づく
- 障がい者施策に関する基本的な事項を定める計画
- 6年を1期とする

下川町障がい福祉計画（第7期）

- 障害者総合支援法（第88条第1項）に基づく
- 障がい福祉サービス等の確保に関する行動計画
- 3年を1期とする

下川町障がい児福祉計画（第3期）

- 児童福祉法（第33条の20第1項）に基づく
- 障がい児通所支援等のサービス等の確保に関する行動計画
- 3年を1期とする

下川町子ども・子育て支援計画

下川町高齢者福祉計画・介護保険事業計画

下川町健康増進計画

4 計画の対象

本計画では、手帳の有無にかかわらず、身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、高次脳機能障がい、難病等があるために日常生活や社会生活の中で何らかの不自由な状態にある人を計画の対象とします。

第2章 障がいのある人を取り巻く状況

1 手帳所持者数

(1) 身体障がい

身体障害者手帳所持者数は減少の傾向にありますが、年間約10人程度が新規取得をしています。

令和5年度12月末で180人、そのうち肢体不自由が過半数以上で最も多く、次いで心臓機能障がいや聴覚障がい、膀胱・直腸機能障がいといった内部障がいが続いています。

重度者（1・2級）は61人（33.9%）、3・4級は88人（48.9%）、5・6級は31人（約17.2%）となっています。

年齢構成は、65歳以上が150人で、65歳未満の人は30人となっています。

(各年度3月31日現在・令和5年度のみ12月31日現在)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
18歳未満	1人	1人	1人
18歳～64歳	34人	31人	29人
65歳以上	149人	150人	150人
計	184人	182人	180人

(各年度3月31日現在・令和5年度のみ12月31日現在)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1 級	42人	41人	42人
2 級	20人	20人	19人
3 級	35人	35人	32人
4 級	54人	56人	56人
5 級	16人	13人	14人
6 級	17人	17人	17人
計	184人	182人	180人

(各年度3月31日現在・令和2年度のみ12月31日現在)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
視覚障がい	8人	8人	8人
聴覚障がい	24人	23人	23人
音声・言語・ そしゃく機能障がい	5人	4人	4人
肢体不自由	103人	97人	93人
心臓機能障がい	24人	26人	27人
腎臓機能障がい	8人	8人	9人
呼吸器機能障がい	2人	2人	2人
膀胱・直腸機能障がい	9人	13人	13人
その他	1人	1人	1人
計	184人	182人	180人

(2) 知的障がい

療育手帳所持者数は増加傾向にあり、令和5年度12月末では73人となっています。手帳の程度はA判定が43人（58.9%）、B判定で30人（41.1%）となっております。

年齢構成は、18歳以上が61人（83.6%）で、18歳未満は12人（16.4%）となっております。

（各年度3月31日現在・令和5年度のみ12月31日現在）

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
18歳未満	12人	14人	12人
18歳以上	58人	58人	61人
計	70人	72人	73人

（各年度3月31日現在・令和5年度のみ12月31日現在）

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
A	41人	42人	43人
B	29人	30人	30人
計	70人	72人	73人

(3) 精神障がい

精神障害者保健福祉手帳所持者数は横ばい傾向にあり、令和5年度12月末では19人となっています。等級は1級が1人（5.3%）で、2級が9人（47.4%）で、3級が9人（47.4%）です。

年齢構成は、18歳以上が16人（84.2%）で、18歳未満は3人（15.8%）となっております。

（各年度3月31日現在・令和5年度のみ12月31日現在）

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
18歳未満	3人	3人	3人
18歳以上	17人	17人	16人
計	20人	20人	19人

（各年度3月31日現在・令和5年度のみ12月31日現在）

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1 級	1人	1人	1人
2 級	9人	9人	9人
3 級	10人	10人	9人
計	20人	20人	19人

第3章 「第5期下川町障がい者計画」

1. 基本理念

障害者基本法第1条には、「障害者施策は、すべての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重される」と規定されており、すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざす必要があります。

本町では、人口の減少や少子高齢化の進展等により、本人や家族介護者の高齢化の進行が顕著となっており、親亡き後の生活への不安が顕在化する等、障がい者を取り巻く環境は大きく変化しております。

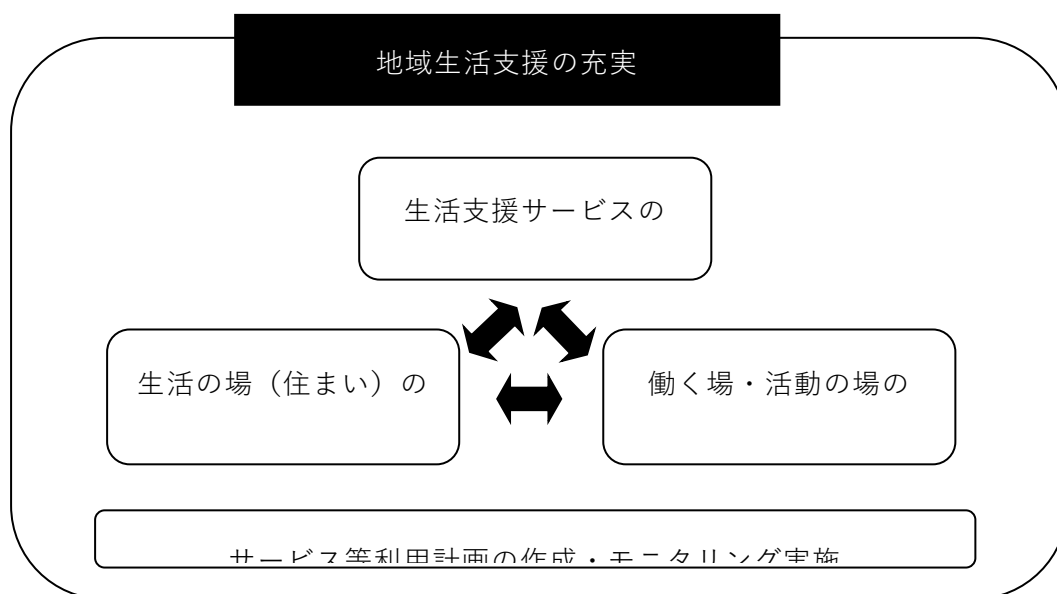
障がいのある人が、必要な支援を受けながら自らの意思に基づき、社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえるとともに、本計画の策定によって各々の個性が尊重され、誰もが自らの能力で自己実現でき、安心して、一人の住民として同じ立場で暮らしていける下川町をめざしていくことが必要です。

そのために、障がいのある人の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去し、日常生活や社会参加に必要な一人ひとりに応じた支援を、個人や家族だけの課題とするのではなく、地域全体の理解・協力のもとで受けることができる、「障がい者が尊厳を持って、健やかでいきいきと暮らせる共生社会の実現」をめざしていきます。

2. 基本目標と施策体系

(1) 安心して地域生活が送れるための支援

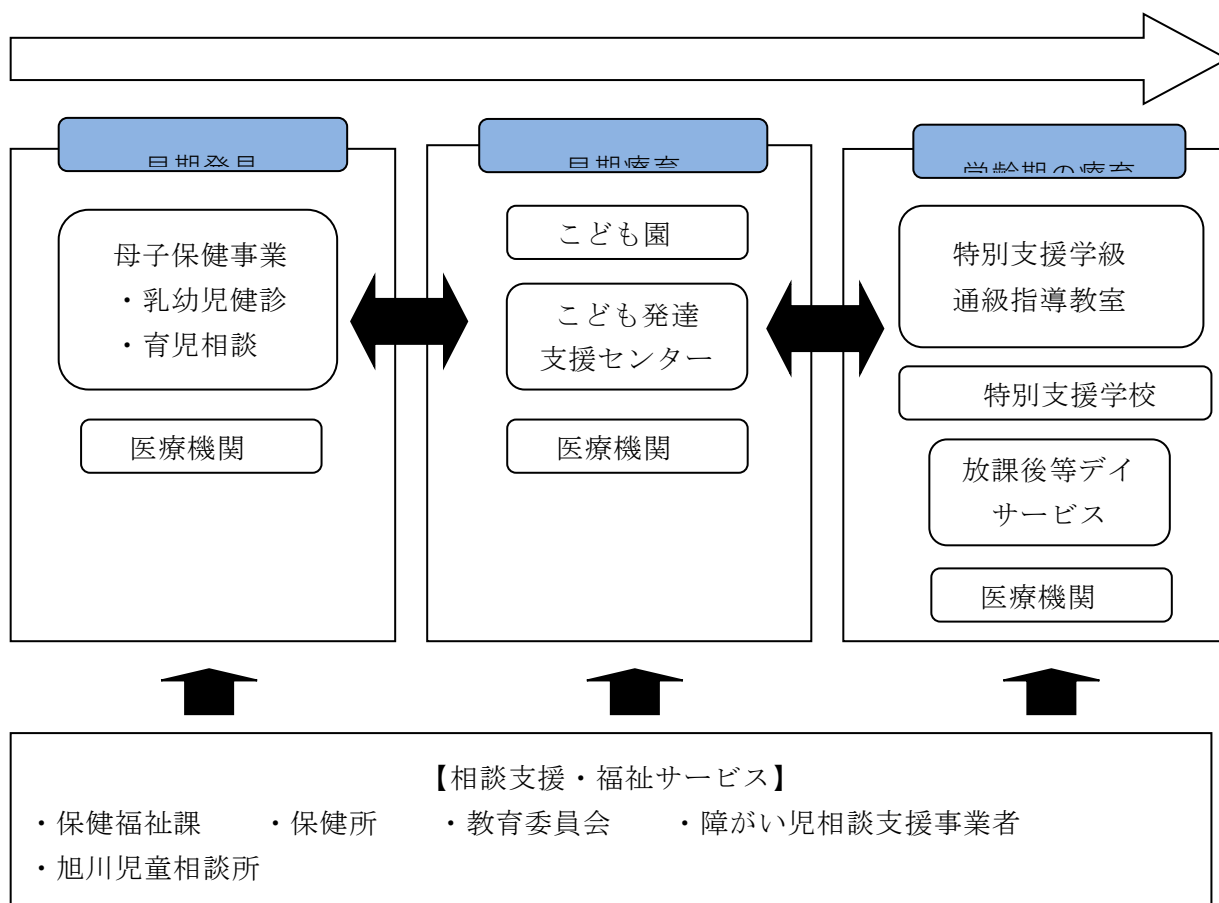
障がいの内容や程度に応じ、障がい者が必要とする様々なサービスを活用することにより、住み慣れた地域で安心して暮らせる社会の実現を目指します。そのために、相談支援体制を充実させるとともに、ケアマネジメント体制の充実、地域生活への移行支援、日中活動の場の確保など障がい者が自ら望む生活のあり方を選択できるように支援していきます。



(2) 教育・療育の充実

障がい児及びその家族に対して、身近な地域で支援するため障がいの早期発見・早期療育を行い、障がいの程度や症状をできる限り軽減するため、療育支援体制の整備を図ります。

そのために、保健、医療、福祉、教育等の連携を一層強化し、障がいの早期発見に努め、療育・保育・教育を充実させ、子どもの成長に応じた支援をしていきます。



(3) 障がいに対する理解や配慮の促進

共生社会の実現のためには、障がいや障がいのある人に対する理解が不可欠であるため、障がい者理解の促進や広報活動の促進を図ります。

また、家族の高齢化に伴い、障がい者の成年後見制度のニーズが高まってくると考えられるため、分かりやすい制度の説明や周知を図っていきます。

健やかにいきいきと暮らせるまちづくり

～障がい者が尊厳を持って、健やかでいきいきと暮らせる共生社会の実現～

基本目標

(1) 安心して地域生活が送れるための支援

(2) 教育・療育の充実

(3) 障がいに対する理解や配慮の促進

推進項目

- ①相談支援の充実
- ②ケアマネジメント体制の整備
- ③ニーズ把握の強化
- ④日常生活を支える支援の充実
- ⑤就労支援の充実
- ⑥コミュニケーション支援・移動支援の充実
- ⑦防災対策の推進

- ①障がい等の早期発見・早期支援
- ②乳幼児期の支援体制の充実
- ③学齢期の支援体制の充実
- ④放課後支援等の日中活動の充実

- ①障がい理解への啓発活動の促進
- ②権利擁護事業の活用推進
- ③虐待防止に向けた周知・啓発
- ④建築物や住宅のバリアフリー推進

3. 推進項目

(1) 安心して地域生活を送れるための支援

① 相談支援の充実

一人ひとりの生活に寄り添った支援やサービスが受けられるよう、障がい福祉サービスに関するサービス等利用計画の作成を支援するとともに、相談支援体制の充実を図ります。

② ケアマネジメント体制の整備

障がい者等の生活を支えるため、北海道立心身障害者総合相談所・旭川児童相談所の専門スタッフが、地域を巡回して身近な地域での療育等相談、指導等を行っています。

また、障がい者が地域において豊かな生活を実現していくためには、居場所・働き場所をはじめとする障がい者のニーズを把握し、障がいの程度に応じてサービスを総合的に利用することを支援します。

③ ニーズ把握の強化

障がい者の支援区分に基づく多様なニーズへの対応が求められます。これらのニーズを的確に把握することが重要であり、障がい者や家族からのニーズ調査はもとより、当事者団体、障害者相談員等からのニーズを把握することに努めます。

④ 日常生活を支える支援の充実

障がい者の多くは、できる限り住み慣れた家庭や地域の中での生活を望んでいます。在宅サービスは、当事者やその家族が、地域で安心した日常生活を送るために最も基本となるサービスです。また、家庭環境や生活環境の変化等により、在宅サービスに対するニーズは増大かつ多様化してきており、このようなニーズに対応するため、身近な地域との協働によるサービスの展開を図ることが重要です。

障がい者やその家族が、心豊かな在宅生活を送るために在宅サービス等の充実を図ります。

⑤ 就労支援の充実

自立した社会生活を送るうえで、就労・就業は大きな要素です。障がい者にとっても、経済的な面ばかりでなく就労・就業により社会参加を図ることは、大変重要です。障がいのある人が自分に合った仕事に就き、継続していくことができるよう、法定雇用率引き上げなどにより、障害者雇用制度は着実に進んでいますが、就労や就労の継続にうまく結びつかない事例もあります。

企業就労が困難な障がい者にとって、生活支援を受けながら就労スキルを高める福祉的就労の場として、福祉作業所等の就労継続支援（A型、B型）事業所があります。就労継続支援事業所は、多様な就労形態の一つとして、大きな役割を果たしています。

就労継続支援事業所、就労移行支援事業所等（以下、「障害者就労支援施設」）及び労働・保健福祉の関係機関を通じ連携を強化し、切れ目のない就労支援を実施します。

⑥ コミュニケーション支援・移動支援の充実

日中活動の促進のため、日中活動の場の整備とともに、障がい特性に配慮したコミュニケーションや移動の支援に関するサービス提供が求められています。障がい者が地域での日常生活を円滑に送ることができるとともに、積極的な社会参加活動ができるように、必要なサービスの利便性を向上させ、障がい特性に応じた使いやすいサービスの充実に努めます。

⑦ 防災対策の推進

避難行動要支援者名簿を作成し、発災時の避難等に支援を必要とする人を事前に把握し、災害時における安否確認など必要な支援を行うために整備を行います。

また、災害時に援護が必要な障がい者等のニーズに沿った対策を進めていくことが重要です。

(2) 教育・療育の充実

① 障がい等の早期発見・早期支援

乳幼児期の成長や発達を適切に支援するために、各種健診や子育てに関する相談を行っています。

乳幼児期の成長は個人差が大きいいため、子どもの発達等に関して保護者や周囲の方の理解の促進を図ることが重要となっています。

各種健診や相談、健康教育、保健師による訪問・面接等を通して、疾病の予防や障がい等の早期発見に努めるとともに、医療や専門相談機関との連携を強化し、障がいや発達に心配がある子どもへの支援を行います。

② 乳幼児期の支援体制の充実

下川町では、乳幼児の保護者が集う事業や機会を利用して、各種健診や子育てに関する相談の案内等を行い、関係機関につなげていきます。また、保健師による訪問・面接等による相談を実施し、必要に応じて医療機関や専門機関での相談が受けられるように、各機関と連携しながら支援を行います。

③ 学齢期の支援体制の充実

発達に心配がある子どもがこども園に通園するときも集団生活の中で自己肯定感をもって成長できるような環境整備が必要です。また、特別な支援を要する幼児・児童・生徒に対して、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を行うことが求められています。また、その支援がライフステージの節目ごとに途切れるのではなく、教育、保健・福祉、医療等が連携し、一貫性のある支援を行うことが重要です。

この取組において重要な課題は、子どもの多様な特性を、子どもに関わる全ての人（教員・子ども・保護者・地域）が理解し、環境整備をはじめとする必要な支援を行うことです。人々が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指し、その担い手の育成に向けて広く理解啓発に取り組んでいきます。

④ 放課後支援等の日中活動の充実

児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所においては「個別支援計画」を作成し、相談支援事業所においては、サービスの利用状況に応じて「障がい児

支援利用計画」や「サービス等利用計画」を作成していきます。

これらの取組を通じて、就園、就学、卒業等のライフステージの節目ごとに支援の連続性が断ち切られることのないよう関係機関が連携して、継続した相談・支援を行っていきます。

(4) 障がいに対する理解や配慮の促進

① 障がい理解への啓発活動の促進

障がい及び障がい者に対する理解と認識を深めるために、広報活動を行っていますが、十分とはいえません。

障がい理解への啓発活動の機会や方法・内容等を充実し、一層の理解の促進を図ります。特に、外見からわかりにくいとされる、精神障がい、知的障がい、発達障がい、高次脳機能障がい、心臓疾患等の内部障がいおよび難病等について、障がい特性や必要な配慮等に関しての理解が深まるよう、普及・啓発を進めます。

② 権利擁護事業の活用促進

本人が判断を下すことが困難な障がい者を対象とした成年後見制度のほか、社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業などの活用を促進するとともに、各事業内容の周知や制度利用の促進を図ります。

③ 虐待の防止

障害者虐待防止法に基づき、虐待の相談・通報・届出に対応し、関係機関と連携しながら虐待の早期発見と早期防止に取り組みます。虐待を受けた障がい者への対応のみならず、家族に対し、居宅介護や短期入所等のサービス利用案内を行い、介護負担が軽減されるよう支援も行います。

また、障がい者虐待について広く啓発を行い、虐待防止の意識を高めていく必要があります。下川町が中心となり、障がい者虐待防止の広報・啓発を進めます。

障がいのある子どもや発達に心配がある子どもを含め、児童への虐待の防止には、広範囲な分野の連携が必要です。下川町の関係部署や、旭川児童相談所、警察、医療等の関係機関と民生委員・児童委員等との連携により、早期の発見・対応と見守りを行っていきます。

④ 建築物や住宅のバリアフリー推進

障がい者や高齢者等が、住み慣れた環境の中で心豊かに暮らせるように、さまざまな住宅施策に取り組んでいます。しかし、住んでいる住宅がバリアフリーとなっていないため困っていることがあり、施策の充実が求められています。

住み慣れた家で暮らし続けられるように、重度障がい者が住宅設備を改善しようとする場合、住宅改修費を給付します。